

## 事業者の皆様へ

# 請求書・見積書への 押印が省略可能になります

令和8年  
4月1日から

神石高原町では、行政手続きの簡素化を推進する取組の一環として、令和8年4月1日作成分から、事業者の皆様からご提出いただく請求書・見積書について、押印の省略および電子メールでの提出が可能となります。

※ 従来どおり、押印した請求書を紙で提出することも可能です。その場合、変更点はありません。

### <押印省略が可能な書類>

請求日が令和8年4月1日以降の請求書・見積書

※ 上記以外の文書（契約書・請書など）は従来どおり押印が必要です。

### <押印省略に伴う留意点>

- ・ 契約書・請書に基づく請求書の押印を省略する場合は、真正性を担保するため、「書類発行責任者」と「担当者」の氏名（フルネーム）・所属部署・電話番号を記載してください。
- ・ 記載された電話連絡先に対し、必要に応じて担当課から連絡を差し上げる場合があります。
- ・ 見積書の押印は、発行主体の記載が確認できることをもって省略可能です（書類発行責任者等の記載不要）。
- ・ 押印を省略した書類は、電子メールでも提出できますが、PDF形式のファイルで1請求書（内訳も含む）につき1データとしてください。

### <電子メールで請求する際のお願い>

- ・ 交信実績があり、ホームページ、名刺などでメールアドレスが確認できること。
- ・ 電子メールのタイトルには「請求書」を含めてください。

### <留意事項>

- ・ 押印を省略した請求書等は訂正できませんので、誤りがあった場合は再作成のうえ再提出をお願いします。
- ・ 法令・条例・要綱などの規定により、書面での提出が義務付けられている場合などは、書面での提出をお願いします。また、押印が義務付けられているものについては、押印を省略することはできませんので、詳細については書類提出先の担当課にお問い合わせください。

【このチラシに関するお問い合わせ先】  
神石高原町会計課 電話番号：0847-89-3339

契約書・請書に基づく請求書の押印を省略する場合は、真正性を担保するため、「書類発行責任者」と「担当者」の氏名（フルネーム）・所属部署・電話番号を記載してください。

<b>請求書記載例</b>		令和×年×月×日																
請 求 書																		
神石高原町長 様	神石郡神石高原町×-×- 株式会社 ○○○○ 代表取締役社長 神石太郎																	
件名：□□□□																		
請求金額：¥ x, x x x -																		
<table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>数量</th><th>単価</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>■■■■</td><td>n 個</td><td>¥ y, yyy</td><td>¥ y, yyy</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>消費税</td><td>¥ zzz</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>合 計</td><td>¥ x, xxx</td></tr></tbody></table>	品名	数量	単価	金額	■■■■	n 個	¥ y, yyy	¥ y, yyy			消費税	¥ zzz			合 計	¥ x, xxx		
品名	数量	単価	金額															
■■■■	n 個	¥ y, yyy	¥ y, yyy															
		消費税	¥ zzz															
		合 計	¥ x, xxx															
取引口座：○○銀行○○支店																		
普通 口座番号 x x x x x x x																		
名義 力) x x x x x x x x x																		
<b>書類発行責任者：同上 0847-xx-xxxx 担当者：総務課 高原花子 0847-xx-xxxx</b>																		

令和 8 年 4 月 1 日以降に作成する請求書で

押印を省略した場合は

押印の代わりに記載

- ・ **書類発行責任者**は、社内において書類発行の権限がある方（例：代表取締役）、または書類発行の権限の委任を受けた方（例：支店長、所長、部課長など）とします。
- ・ **担当者**は、当該案件に関する事務を担当する方とします。
- ・ 代表者と書類発行責任者や担当者が同一人物である場合は、「**同上**」と記載することも可能です。
- ・ **ゴム印、手書きも可能**です。

- ※ 記載された電話連絡先に対し、必要に応じて担当課から連絡を差し上げる場合があります。
- ※ 見積書の押印は、発行主体の記載が確認できることをもって省略可能です（書類発行責任者等の記載不要）。
- ※ 押印を省略した書類は、電子メールでも提出できます。（ファイル形式は PDF を推奨します）。
- ※ 従来通り押印した書類も有効です。 その場合、書類発行責任者、担当者の記載は不要です。
- ※ **契約書・請書には引き続き押印が必要です。**

ご不明な点は、請求書等の提出部署までお問い合わせください。